

# 研究現場における今回の 制度見直しについて

国立研究開発法人理化学研究所

総務部長 温井勝敏

## 個人情報保護制度が一元化となることについては賛同

- GDPRにおいて、行政機関や独法は充分性認定の適用外であったため、法制の一元化により充分性認定が適用となることはありがたい。
- 民間の病院等からの医療データの移行の弊害がなくなる。
- 定義や用語が紛らわしかったため、統一されることでわかりやすくなる。

そのうえで、研究現場からの懸念点や要望を伝えたい。

## 【資料 個人情報保護制度見直しの基本的な方向性】 について

### 1. P1 個人情報の定義

特定のゲノムデータやSNPsはそれ自体が個人情報であるという定義は一元化を機に見直す必要があるのではないか。

2. 人を対象とする医学系研究に関する倫理指針やヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針に基づいて研究を行ってきたが個人情報保護法制の一元化と指針との整合性はどうなるのか。Wスタンダードにならないか危惧をしている。

3. P6 目的外の第三者提供が拡大することによるGDPRの十分性認定への影響  
照合可能性が容易照合可能性になること（P7）と合わせ、民間事業者から学術研究機関への目的外提供が可能となり規制が緩くなることで、GDPRの十分性認定がなされない恐れはないか。

4. P8 匿名加工情報の利用には制限がないものの、提供については限定されること  
「個人情報保護制度の見直しに関する検討会」第2回意見の要旨で「匿名加工情報について、目的外利用は可能なのか。」という委員問いに対し「匿名加工情報は、その性質上、個人情報に復元されない限り、どのように利用したとしても、本人に影響の及ばないものであり、目的外利用の制限等の規律を課す必要はないと考えています。」と事務局見解が述べられているが、目的外利用は制限しない一方で、提供については提案公募手続き、法令の規定、加工元の個人情報の提供が可能な場合に限るのは疑問。「その性質上、個人情報に復元されない限り～」という理由は提供についても該当するので、提供も制限を課す必要はないのではないか。
  
5. P7 照合可能性の根拠、基準  
3とも関連するが、容易照合可能性に一元化されると、組織内外の他のデータとの照合により特定される可能性があり、個人情報管理上のリスクが高まるのではないかと。

## 6. P4 但し書き部分（情報公開法制と既成ガイドラインとの関係）

独法等のみを対象とした開示請求に係る規定が継続するのは疑問。情報公開法の趣旨は「個人情報不開示」で果たしており、公権力の行使に類する形で個人情報を保有することのない国立研究開発法人等については当該規定を外すべきではないか。もし個人情報の開示について定めるなら、現行の「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」等で独法、民間の区別なく開示義務を課していることを踏まえると、独法のみならず民間においても一律に法定化したほうがよいのではないか。

## 【資料 個人情報保護制度見直しの主な論点と考え方【案】】

### 7. P18 「研究活動における個人情報の取り扱いに関する指針」

「単独で又は他の学術研究機関と共同して定めることを努力義務として求める」とされているが、同じような業務の取扱いに差異が生じる事態は適切でないため、ある程度共通的なものについてはひな形等を提示してほしい。

### その他

8. 民間企業との共同研究において、個人情報の管理責任の在り方を明確にしてほしい。